

小山工業高等専門学校科目等履修生規程

制 定 平成4年4月1日

最終改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第54条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 本校において、科目等履修生として適当であると認められた者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、原則として、各学年の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- 一 科目等履修生入学願書(本校所定のもの)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業(又は修了)証明書
- 四 健康診断書
- 五 現に職を有している者は、所属長の承諾書又は依頼書

(入学者の許可)

第5条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

3 入学を許可された者は、入学時まで所定の誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

第6条 科目等履修生に対しては、指導教員を定める。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

2 前項の規定により延長を願い出るときは、第4条の規定を準用する。

3 前2項の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修科目)

第8条 科目等履修生が履修できる科目は、実験・実習以外の科目とする。

(授業料の納付)

第9条 科目等履修生の授業料は、所定の期日までに、履修する科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料等の額)

第10条 第4条の検定料、第5条第2項の入学料及び前条第1項の授業料の額は、それぞれ独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(単位修得証明書)

第11条 科目等履修生には、願い出により、履修した科目の単位修得証明書を交付することができる。

(退学)

第12条 本規程に違反した者若しくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みのない者に対して、校長は退学を命ずることがある。

(他の規程等の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則等諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。